

平成20年3月31日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

学校職員の自己啓発等休業について（通知）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により新たに自己啓発等休業が導入されたことにかんがみ、北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年北海道条例第2号。以下「自己啓発等休業条例」という。）が制定され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

については、今回の制度創設に伴い、自己啓発等休業の取扱い等を定めましたので、所属職員に周知願います。

記

第1 自己啓発等休業に関する制度の趣旨及び内容

1 制度の趣旨

自己啓発等休業に関する制度は、視野が広く、先例にとらわれない柔軟な発想をもち様々な課題に迅速・適切に対応できる公務員像が求められる中で、学校職員が自主的に公務に関わる能力開発を行い、公務能率の増進、住民サービスの向上に役立てることを目的として、導入するものであること。

2 制度の内容

(1) 自己啓発等休業の承認

在職期間が2年以上である学校職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）は、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、当該申請に係る大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）の内容、勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業をすることができる。

(2) 自己啓発等休業の効果

自己啓発等休業をしている学校職員は、職を保有するが職務には従事せず、自己啓発等休業をしている期間については、給与は支給されない。

(3) 自己啓発等休業の失効等

自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている学校職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

また、自己啓発等休業をしている学校職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたこと等の事由に該当すると認められ

るときは、当該自己啓発等休業の承認は取り消される。

(4) 復職時調整

自己啓発等休業をした学校職員が職務に復帰した場合には、自己啓発等休業をした期間のうち、学校職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

(5) 退職手当の勤続期間

自己啓発等休業をした学校職員が退職した場合の退職手当の額の算定の基礎となる在職期間の計算に関し、自己啓発等休業をした期間の全期間を除算する。

ただし、自己啓発等休業の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の知事が定める要件に該当する場合については、その期間の2分の1に相当する期間を除算する。

第2 自己啓発等休業に関する制度の運用

- 1 自己啓発等休業の承認及び期間の延長の申請は、自己啓発等休業承認（期間延長）申請書により、承認の申請にあつては自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに、期間の延長にあつては申請期間が満了する1月前までに行うものとする。

ただし、大学等課程の履修又は国際貢献活動に係る採用試験等に応募する前に、自己啓発等の内容及び休業期間等について道立学校長又は市町村教育委員会に相談し、4月1日から4月30日までに自己啓発等休業を始めようとする学校職員は前年の11月末までに、その他の期間に自己啓発等休業を始めようとする学校職員は2か月前までに自己啓発等希望調書を道立学校長又は市町村教育委員会に提出すること。

- 2 自己啓発等休業の対象となる期間は、大学等課程の履修の場合にあつては大学等の課程において履修しようとする期間、国際貢献活動の場合にあつては独立行政法人国際協力機構又は国連ボランティア計画が参加義務を課している訓練に参加した日から、奉仕活動地域から帰国する日までの期間とする。

- 3 大学等課程の履修のうち、勤務時間外や割り振り変更で対応が可能である夜間において教育を行う課程や通信による教育を行う課程は原則として対象外とする。

ただし、勤務時間外や割り振り変更で対応できない場合や、通信による教育を行う課程におけるいわゆるスクーリングを行う場合にあつては本制度の利用を可能とすること。

- 4 自己啓発等休業をしようとする学校職員が、自己啓発等休業開始日前2年間において、病気休暇、病気休職又は刑事休職を理由として1年以上職務に従事しない期間がある場合には承認しない。

- 5 大学等における修学のための自己啓発等休業は、学校職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを目的とし、その結果を職務復帰後に何らかの形で公務へ還元することにより公務の能率的な運営に資することを期待するものであることから、退職準備又は転職準備を目的とし、自己啓発等休業期間中又は職務復帰後間もなく離職するような場合には承認しない。

したがって、職務復帰後概ね5年を経過せずに定年退職となる学校職員については、大学等における修学の内容が職務に特に有用であると判断した場合等の特例を除き承

認しないこととするとともに、それ以外の学校職員についても承認の可否を決定する際に継続勤務の意思を確認するための確認書（別記様式）の提出を求めることとする。

- 6 以前に大学等における修学のため自己啓発等休業を取得した学校職員が、同じ事由により自己啓発等休業をしようとする場合は、次に掲げる場合を除き前回の大学等における修学のための休業からの復帰後の勤務期間が概ね5年に満たない場合には承認しない。

（1）大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合

（2）前回の自己啓発等休業が疾病等のやむを得ない理由により地方公務員法第26条の5第5項の規定に基づき承認を取り消された学校職員が、再度同じ大学等の課程を履修しようとする場合

- 7 自己啓発等休業条例第9条第2項に規定する「意思疎通」の手段として規定する同条第1項の報告には、自己啓発等休業の承認の取消事由が生じた場合における事実の確認のために求める場合のほか、自己啓発等休業をしている学校職員の活動及び生活の状況を把握するために定期的に求める場合を含む。

- 8 道立学校長及び市町村教育委員会は、自己啓発等休業をしている学校職員の円滑な職場復帰のため、当該職員が所属する職場における業務の状況その他必要と認める事項について、当該職員と十分な意思疎通を図ること。

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

（総務政策局総務課人事グループ）

別記様式

確 認 書

年 月 日

1 申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 大学等の名称

3 課程（修業年限）

4 修学の期間 年 月 日から 年 月 日まで

私は、上記大学等における修学のための自己啓発等休業期間が満了し、職務復帰した後、概ね5年間は継続勤務の意思があることを申し述べます。

学校名

職・氏名